

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月23日
【中間会計期間】	第85期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
【会社名】	共栄火災海上保険株式会社
【英訳名】	The Kyoei Fire and Marine Insurance Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 久保田 哲史
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋一丁目18番6号
【電話番号】	03(3504)0131（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 遠山 圭介
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋一丁目18番6号
【電話番号】	03(3504)0131（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 遠山 圭介
【縦覧に供する場所】	北海道支店 （札幌市中央区北三条西二丁目1番地） 中央支店 （さいたま市大宮区土手町一丁目2番地） 大阪支店 （大阪市北区西天満一丁目2番5号） 神戸支店 （神戸市中央区元町通五丁目1番6号） 九州支店 （福岡市中央区大名二丁目4番22号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第83期中	第84期中	第85期中	第83期	第84期
会計期間	自2023年 4月1日 至2023年 9月30日	自2024年 4月1日 至2024年 9月30日	自2025年 4月1日 至2025年 9月30日	自2023年 4月1日 至2024年 3月31日	自2024年 4月1日 至2025年 3月31日
正味収入保険料 (百万円)	87,101	92,029	98,797	174,604	184,970
(対前期増減率) (%)	(1.51)	(5.66)	(7.35)	(1.02)	(5.94)
経常利益 (百万円)	7,810	4,879	334	11,186	3,770
(対前期増減率) (%)	(-)	(37.53)	(93.14)	(947.71)	(66.30)
中間(当期)純利益又は中間 純損失(百万円)	5,468	3,479	545	7,568	3,327
(対前期増減率) (%)	(-)	(36.36)	(115.67)	(1,057.35)	(56.04)
正味損害率 (%)	59.97	59.85	60.14	60.91	61.54
正味事業費率 (%)	38.11	37.66	36.88	38.48	38.28
利息及び配当金収入 (百万円)	4,642	4,930	5,294	8,242	8,568
(対前期増減率) (%)	(8.32)	(6.21)	(7.37)	(9.68)	(3.95)
持分法を適用した場合の投資 利益(百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
(発行済株式総数) (株)	(293,452)	(293,452)	(293,452)	(293,452)	(293,452)
純資産額 (百万円)	143,534	150,276	152,974	152,446	145,555
総資産額 (百万円)	567,950	564,664	566,123	571,233	553,928
1株当たり純資産額 (円)	489,195.95	516,685.63	525,961.30	528,081.61	500,455.13
1株当たり中間(当期)純利 益又は1株当たり中間純損失 (円)	18,637.54	12,007.86	1,874.58	26,100.22	11,460.72
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	3,200.00	3,200.00
自己資本比率 (%)	25.27	26.61	27.02	26.69	26.28
営業活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	4,321	3,225	2,623	13,765	8,945
投資活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	12,694	17,632	7,164	14,220	14,380
財務活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	817	313	927	2,143	313
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高(百万円)	34,530	39,380	39,268	25,287	30,408
従業員数 (人)	2,804	2,718	2,658	2,748	2,689
[外、平均臨時雇用者数]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないため、最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
3. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。
5. 第83期中、第84期中、第83期及び第84期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
6. 第85期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
7. 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社の異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数(人)	2,658
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

(2) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

2【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間のわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復しているものの、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要な状況にあります。

このような情勢の中、当社におきましては、中期経営計画「SHIFT～持続的成長に向けて～」(2025年度～2027年度)の初年度として、「つながりを強く・深く・広く」「持続的成長に向けた事業構造の確立」の2つの基本方針のもと、各施策に取り組んでおります。

これらの結果、当中間会計期間の業績は、次のとおりとなりました。

保険引受収益1,001億円、資産運用収益53億円等を合計した経常収益は、前中間会計期間に比べ横ばいの1,060億円となりました。

一方、保険引受費用885億円、資産運用費用3億円、営業費及び一般管理費167億円等を合計した経常費用は、前中間会計期間に比べ46億円増加し、1,057億円となりました。

この結果、経常利益は前中間会計期間に比べ45億円減少し、3億円となりました。

経常利益に特別利益、特別損失及び法人税等を加減した結果、5億円の中間純損失となりました。

当中間会計期間における保険引受の状況は次のとおりであります。

(保険引受の状況)

a) 保険引受利益

区分	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) (百万円)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) (百万円)	対前年増減()額 (百万円)
保険引受収益	96,363	100,177	3,813
保険引受費用	84,608	88,576	3,968
営業費及び一般管理費	15,422	16,250	827
その他収支	44	274	230
保険引受利益 (は保険引受損失)	3,711	4,924	1,212

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、中間損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

b) 種目別保険料・保険金

イ) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

区分	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)			当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 ()率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 ()率 (%)
火災	29,146	27.35	31.41	33,109	28.81	13.60
海上	1,865	1.75	3.00	1,641	1.43	12.05
傷害	13,742	12.89	1.50	13,572	11.81	1.23
自動車	33,071	31.03	4.28	35,373	30.79	6.96
自動車損害賠償責任	8,051	7.55	2.02	8,594	7.48	6.75
その他	20,706	19.43	5.56	22,611	19.68	9.20
合計 (うち収入積立保険料)	106,582 (159)	100.00 (0.15)	6.68 (71.48)	114,902 (122)	100.00 (0.11)	7.81 (23.51)

(注) 1. 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。(積立型保険の積立保険料を含みます。)

2. 「火災」には建物更新を含んでおります。

ロ) 正味収入保険料

区分	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)			当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 ()率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 ()率 (%)
火災	17,649	19.18	45.67	20,388	20.64	15.52
海上	1,786	1.94	2.39	1,546	1.57	13.43
傷害	12,879	14.00	0.55	12,687	12.84	1.50
自動車	32,708	35.54	4.30	34,998	35.42	7.00
自動車損害賠償責任	7,181	7.80	8.78	7,493	7.58	4.34
その他	19,823	21.54	5.48	21,683	21.95	9.38
合計	92,029	100.00	5.66	98,797	100.00	7.35

(注) 「火災」には建物更新を含んでおります。

八) 正味支払保険金

区分	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)			当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)		
	金額 (百万円)	対前年増減 ()率 (%)	正味損害率 (%)	金額 (百万円)	対前年増減 ()率 (%)	正味損害率 (%)
火災	9,588	7.38	56.98	11,089	15.65	56.79
海上	1,130	19.09	65.83	772	31.66	52.46
傷害	6,792	2.31	58.33	6,485	4.52	57.08
自動車	17,997	11.10	62.87	20,294	12.76	65.85
自動車損害賠償責任	5,112	2.12	80.84	5,023	1.75	76.48
その他	9,068	12.88	50.26	10,039	10.70	50.76
合計	49,690	5.32	59.85	53,705	8.08	60.14

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) / 正味収入保険料 × 100

2. 「火災」には建物更新を含んでおります。

(参考) 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	263,189	276,553
資本金又は基金等	95,923	95,473
価格変動準備金	5,621	5,727
危険準備金	51	55
異常危険準備金	79,922	81,045
一般貸倒引当金	-	-
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	65,725	76,864
土地の含み損益	7,453	9,083
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等 のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	2,561	2,561
その他	11,052	10,865
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	47,635	47,378
一般保険リスク (R ₁)	16,521	16,925
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	-	-
予定利率リスク (R ₃)	742	722
資産運用リスク (R ₄)	31,133	33,519
経営管理リスク (R ₅)	1,179	1,183
巨大災害リスク (R ₆)	10,552	7,997
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / { (B) × 1 / 2 }] × 100	1,105.0%	1,167.4%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率であります。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」であります。

- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

保険引受上の危険 (一般保険リスク) (第三分野保険の保険リスク)	: 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
予定利率上の危険 (予定利率リスク)	: 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
資産運用上の危険 (資産運用リスク)	: 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
経営管理上の危険 (経営管理リスク)	: 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 ~ 及び 以外のもの
巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク)	: 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益の一部等の総額であります。
- ・単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされておりま

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、保険料収入が増加したことなどにより前中間会計期間に比べ58億円増加し、26億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還による収入が減少したことなどにより前中間会計期間に比べ104億円減少し、71億円となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の処分による収入が減少したことなどにより前中間会計期間に比べ6億円減少し、9億円となりました。

以上の結果、当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ88億円増加し、392億円となりました。

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、損害保険業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析

a) 総資産及び純資産の状況

当中間会計期間末の総資産につきましては、前事業年度末に比べ121億円増加し、5,661億円となりました。純資産につきましては、前事業年度末に比べ74億円増加し、1,529億円となりました。

b) 単体ソルベンシー・マージン比率の状況

当中間会計期間末の単体ソルベンシー・マージン比率につきましては、その他有価証券評価差額金が増加したことなどにより単体ソルベンシー・マージン総額が増加したことなどから、前事業年度末に比べ62.4ポイント上昇し、1,167.4%となりました。

単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされておりま

c) 経常収益

保険引受収益につきましては、正味収入保険料が増収したことなどにより前中間会計期間に比べ38億円増加し、1,001億円となりました。資産運用収益につきましては、有価証券売却益が減少したことなどにより前中間

会計期間に比べ41億円減少し、53億円となりました。その他経常収益が5億円となった結果、経常収益は、前中間会計期間に比べ横ばいの1,060億円となりました。

d) 経常費用

保険引受費用につきましては、正味支払保険金及び責任準備金繰入額が増加したことなどにより前中間会計期間に比べ39億円増加し、885億円となりました。資産運用費用につきましては、有価証券売却損が減少したことなどにより前中間会計期間に比べ2億円減少し、3億円となりました。営業費及び一般管理費につきましては、前中間会計期間に比べ8億円増加し、167億円となりました。その他経常費用が0億円となった結果、経常費用は、前中間会計期間に比べ46億円増加し、1,057億円となりました。

e) 経常利益及び中間純利益

経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は、前中間会計期間に比べ45億円減少し、3億円となりました。経常利益に特別利益、特別損失及び法人税等を加減した結果、5億円の中間純損失となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資金の運用にあたっては、巨大災害の発生に伴う保険金支払などに備えて、十分な流動性資産を確保しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

4【重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000
計	500,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年12月23日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	293,452	293,452	非上場・非登録	完全議決権株式で あり、権利内容に 何ら限定のない当 社における標準と なる株式でありま す。 なお、単元株式数 の定めはありません。
計	293,452	293,452	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2025年4月1日 ~2025年9月30日	-	293,452	-	52,500	-	12,559

(5)【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2-7-9	217,729	74.86
農林中央金庫	東京都千代田区大手町1-2-1	19,459	6.69
信金中央金庫	東京都中央区八重洲1-3-7	18,907	6.50
全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木2-12-10	3,000	1.03
全国共済水産業協同組合連合会	東京都千代田区神田小川町2-3-6	1,785	0.61
全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町1-3-1	1,785	0.61
日本コープ共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13	1,785	0.61
株式会社きらぼし銀行	東京都港区南青山3-10-43	1,785	0.61
積水ハウス株式会社	大阪府大阪市北区大淀中1-1-88	1,785	0.61
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3-3-5	1,785	0.61
前田建設工業株式会社	東京都千代田区富士見2-10-2	1,785	0.61
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	1,785	0.61
計	-	273,375	93.99

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,605	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 290,847	290,847	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	293,452	-	-
総株主の議決権	-	290,847	-

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋 1 - 18 - 6	2,605	-	2,605	0.89
計	-	2,605	-	2,605	0.89

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第191条第2項の規定により、当社では、子会社の資産、経常収益、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.09%
経常収益基準	0.06%
利益基準	1.21%
利益剰余金基準	1.09%

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
現金及び預貯金	31,682	40,184
有価証券	3, 4 421,069	3, 4 425,621
貸付金	4 474	4 427
有形固定資産	1, 7 42,948	1, 7 41,828
無形固定資産	2,163	4,239
その他資産	4 32,832	4 34,490
その他の資産	32,832	2 34,490
前払年金費用	3,403	3,426
繰延税金資産	19,442	15,960
貸倒引当金	88	56
資産の部合計	553,928	566,123
負債の部		
保険契約準備金	375,094	382,297
支払備金	5 68,197	5 73,091
責任準備金	6 306,897	6 309,205
その他負債	18,148	15,463
未払法人税等	554	565
資産除去債務	258	260
その他の負債	17,335	2 14,637
退職給付引当金	6,622	6,806
役員退職慰労引当金	177	184
特別法上の準備金	5,621	5,727
価格変動準備金	5,621	5,727
再評価に係る繰延税金負債	7 2,708	7 2,670
負債の部合計	408,372	413,149
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金	12,559	12,559
資本剰余金合計	12,559	12,559
利益剰余金		
利益準備金	3,793	3,980
その他利益剰余金	28,725	27,159
特別積立金	4,000	4,000
繰越利益剰余金	24,725	23,159
利益剰余金合計	32,519	31,139
自己株式	725	725
株主資本合計	96,853	95,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	52,659	61,554
土地再評価差額金	7 3,957	7 4,052
評価・換算差額等合計	48,701	57,501
純資産の部合計	145,555	152,974
負債及び純資産の部合計	553,928	566,123

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
経常収益	106,012	106,078
保険引受収益	96,363	100,177
(うち正味収入保険料)	1 92,029	1 98,797
(うち収入積立保険料)	159	122
(うち積立保険料等運用益)	1,143	1,252
(うち責任準備金戻入額)	5 3,030	-
資産運用収益	9,522	5,366
(うち利息及び配当金収入)	6 4,930	6 5,294
(うち有価証券売却益)	5,735	1,312
(うち積立保険料等運用益振替)	1,143	1,252
その他経常収益	126	534
経常費用	101,133	105,743
保険引受費用	84,608	88,576
(うち正味支払保険金)	2 49,690	2 53,705
(うち損害調査費)	5,387	5,711
(うち諸手数料及び集金費)	3 19,236	3 20,185
(うち満期戻戻金)	6,917	1,707
(うち支払備金繰入額)	4 3,301	4 4,894
(うち責任準備金繰入額)	-	5 2,307
資産運用費用	601	388
(うち有価証券売却損)	531	380
営業費及び一般管理費	15,899	16,747
その他経常費用	23	30
(うち支払利息)	0	0
経常利益	4,879	334
特別利益	13	1
固定資産処分益	13	1
特別損失	453	841
固定資産処分損	25	72
減損損失	7 318	7 662
特別法上の準備金繰入額	109	105
価格変動準備金繰入額	109	105
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	4,439	505
法人税及び住民税	2,348	78
法人税等調整額	1,389	39
法人税等合計	959	39
中間純利益又は中間純損失()	3,479	545

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余 金合計			
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
				特別積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	52,500	12,559	12,559	3,609	4,000	22,585	30,194	1,333	93,921	
当中間期変動額										
剰余金の配当				184		1,108	923		923	
中間純利益						3,479	3,479		3,479	
自己株式の処分								607	607	
土地再評価差額金の取崩						75	75		75	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	-	-	-	184	-	2,447	2,631	607	3,238	
当中間期末残高	52,500	12,559	12,559	3,793	4,000	25,032	32,826	725	97,160	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額 金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	62,473	3,948	58,524	152,446
当中間期変動額				
剰余金の配当				923
中間純利益				3,479
自己株式の処分				607
土地再評価差額金の取崩				75
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	5,332	75	5,408	5,408
当中間期変動額合計	5,332	75	5,408	2,169
当中間期末残高	57,140	4,024	53,116	150,276

当中間会計期間（自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余 金合計			
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
				特別積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	52,500	12,559	12,559	3,793	4,000	24,725	32,519	725	96,853	
当中間期変動額										
剰余金の配当				186		1,116	930		930	
中間純損失（ ）						545	545		545	
土地再評価差額金の取崩						95	95		95	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	-	-	-	186	-	1,566	1,380	-	1,380	
当中間期末残高	52,500	12,559	12,559	3,980	4,000	23,159	31,139	725	95,473	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額 金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	52,659	3,957	48,701	145,555
当中間期変動額				
剰余金の配当				930
中間純損失（ ）				545
土地再評価差額金の取崩				95
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	8,894	95	8,799	8,799
当中間期変動額合計	8,894	95	8,799	7,418
当中間期末残高	61,554	4,052	57,501	152,974

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	4,439	505
減価償却費	1,190	1,164
減損損失	318	662
支払備金の増減額(は減少)	3,301	4,894
責任準備金の増減額(は減少)	3,030	2,307
貸倒引当金の増減額(は減少)	4	2
退職給付引当金の増減額(は減少)	213	183
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	9	7
価格変動準備金の増減額(は減少)	109	105
利息及び配当金収入	4,930	5,294
有価証券関係損益(は益)	5,172	942
支払利息	0	0
為替差損益(は益)	25	0
有形固定資産関係損益(は益)	5	18
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額(は増加)	2,378	1,749
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額(は減少)	3,705	3,661
その他	24	20
小計	4,906	2,830
利息及び配当金の受取額	5,231	5,473
利息の支払額	0	0
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	3,550	20
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,225	2,623
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(は増加)	29	357
有価証券の取得による支出	8,109	11,588
有価証券の売却・償還による収入	26,855	20,173
貸付けによる支出	25	23
貸付金の回収による収入	140	70
その他	31	10
資産運用活動計	18,799	9,001
営業活動及び資産運用活動計	15,574	11,624
有形固定資産の取得による支出	719	838
有形固定資産の売却による収入	32	91
無形固定資産の取得による支出	480	1,089
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,632	7,164
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の処分による収入	607	-
配当金の支払額	920	927
財務活動によるキャッシュ・フロー	313	927
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	14,093	8,860
現金及び現金同等物の期首残高	25,287	30,408
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 39,380	1 39,268

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- (2) その他有価証券(市場価格のない株式等を除く)の評価は、時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- (3) その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～50年
器具及び備品	3～20年

- (2) 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間(主に5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、それぞれの債権管理担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員(執行役員を含む)の退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(2) 保険契約に関する会計処理

保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の定めによっております。

(表示方法の変更)

(中間損益計算書)

前中間会計期間において、「特別損失」の「その他」に含めていた「減損損失」について、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた318百万円は、「減損損失」318百万円として組み替えております。

(中間貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
56,100	56,856

2. 収益に係る消費税等についてはその他の負債に計上し、資産に係る消費税等のうち控除対象消費税等及び控除対象外消費税等未償却残高についてはその他の資産に計上しております。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	415	412
合計	415	412

(注) 上記有価証券は、信用状発行の担保として差し入れた有価証券であります。

4. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	66,265	70,852
同上に係る出再支払備金	2,129	2,036
差引(イ)	64,135	68,815
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(口)	4,061	4,276
計(イ+口)	68,197	73,091

6. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	166,559	171,787
同上に係る出再責任準備金	14,917	17,324
差引(イ)	151,641	154,463
その他の責任準備金(口)	155,255	154,741
計(イ+口)	306,897	309,205

7. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

8. 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
9,893	9,893

(中間損益計算書関係)

1. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
収入保険料	111,124	119,602
支払再保険料	19,095	20,804
差引	92,029	98,797

2. 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
支払保険金	58,733	61,035
回収再保険金	9,042	7,330
差引	49,690	53,705

3. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
支払諸手数料及び集金費	21,255	22,454
出再保険手数料	2,019	2,268
差引	19,236	20,185

4. 支払備金繰入額(は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	2,708	4,586
同上に係る出再支払備金繰入額	8	92
差引(イ)	2,717	4,679
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(口)	584	215
計(イ+口)	3,301	4,894

5. 責任準備金繰入額(は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	4,513	5,228
同上に係る出再責任準備金繰入額	2,019	2,406
差引(イ)	2,493	2,821
その他の責任準備金繰入額(口)	5,524	513
計(イ+口)	3,030	2,307

6. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
	預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	4,746	5,112
貸付金利息	7	5
不動産賃貸料	175	174
その他利息・配当金	0	0
計	4,930	5,294

7. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(1) 資産のグルーピングの方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業用資産として全体で1つの資産グループとし、賃貸用資産、遊休資産等については、個別の物件ごとにグルーピングしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産等グループの一部について、地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

用途	場所等	減損損失		
		土地	建物	計
遊休資産等	神奈川県内に保有する土地等3箇所	136	182	318

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。なお、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額又は路線価方式による相続税評価額を使用しております。

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(1) 資産のグルーピングの方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業用資産として全体で1つの資産グループとし、賃貸用資産、遊休資産等については、個別の物件ごとにグルーピングしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

賃貸用資産グループ及び遊休資産等グループの一部について、地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

用途	場所等	減損損失		
		土地	建物	計
賃貸用資産	徳島県内に保有する賃貸用ビル	34	72	106
遊休資産等	茨城県内に保有する土地等5箇所	219	336	555

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額を適用しております。なお、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額又は路線価方式による相続税評価額を使用しております。また、使用価値については将来キャッシュ・フローを6.9%で割り引いて算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	293,452	-	-	293,452
合計	293,452	-	-	293,452
自己株式				
普通株式	4,773	-	2,168	2,605
合計	4,773	-	2,168	2,605

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少2,168株は、会社法第199条第1項に基づく自己株式の処分による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	923	3,200	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
 該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	293,452	-	-	293,452
合計	293,452	-	-	293,452
自己株式				
普通株式	2,605	-	-	2,605
合計	2,605	-	-	2,605

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	930	3,200	2025年3月31日	2025年6月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預貯金	40,709	40,184
有価証券	424,811	425,621
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	1,328	916
現金同等物以外の有価証券	424,811	425,621
現金及び現金同等物	39,380	39,268

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表(貸借対照表)計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません(注)参照)。また、現金及び預貯金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

前事業年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券			
その他有価証券(*)	412,659	412,659	-
(2)貸付金	474	475	0
資産計	413,134	413,134	0

(*)一部の投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

当中間会計期間（2025年9月30日）

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)有価証券			
その他有価証券(*)	417,103	417,103	-
(2)貸付金	427	428	0
資産計	417,531	417,531	0

(*)一部の投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間貸借対照表（貸借対照表）計上額は次のとおりであり、「(1)有価証券」に含めておりません。

（単位：百万円）

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
市場価格のない株式等(*1)	6,994	6,932
組合出資金等(*2)	1,415	1,585

(*1)市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*2)組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表(貸借対照表)計上額とする金融商品
 前事業年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券(*)				
国債	108,900	-	-	108,900
地方債	-	6,129	-	6,129
社債	-	87,310	-	87,310
株式	117,908	-	-	117,908
外国証券	2,841	63,312	570	66,723
その他	7,945	3,991	-	11,936
資産計	237,595	160,742	570	398,908

(*)一部の投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託については上記表に含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は13,751百万円であります。

当中間会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券(*)				
国債	98,068	-	-	98,068
地方債	-	7,075	-	7,075
社債	-	91,935	-	91,935
株式	128,775	-	-	128,775
外国証券	2,981	61,385	569	64,936
その他	8,614	4,544	-	13,158
資産計	238,440	164,941	569	403,951

(*)一部の投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託については上記表に含めておりません。中間貸借対照表における当該投資信託の金額は13,152百万円であります。

(2) 時価をもって中間貸借対照表(貸借対照表)計上額としない金融商品
 前事業年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸付金	-	-	475	475
資産計	-	-	475	475

当中間会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸付金	-	-	428	428
資産計	-	-	428	428

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債や上場株式がこれに含まれております。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれております。

相場価格が入手できない場合には、ブローカー等の第三者から入手した評価価格をもって時価としております。評価価格の算定にあたり重要な観察できないインプットが用いられている場合には、レベル3の時価に分類しております。一部の外国証券がこれに含まれております。

貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、外部格付・内部格付、期間、担保・保証に基づいて、契約別に将来キャッシュ・フローを見積り、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のもの及び約款貸付は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日(決算日)における中間貸借対照表(貸借対照表)価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

算定された時価はいずれも重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3に分類しております。

(注2) 時価をもって中間貸借対照表(貸借対照表)計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報
 該当事項はありません。

(2) 期首残高から中間期末(期末)残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益
 前事業年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期の損益に計上(*1)	評価・換算差額等に計上(*2)	購入、売却、発行及び決済の純額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益
有価証券						
その他有価証券						
外国証券	577	0	7	-	570	-

(*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(*2) 貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期の損益に計上(*1)	評価・換算差額等に計上(*2)	購入、売却、発行及び決済の純額	中間期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益
有価証券						
その他有価証券						
外国証券	570	0	0	-	569	-

(*1) 中間損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(*2) 中間貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社は時価の算定に関する方針及び手続を定め、これに沿って時価を算定しております。当該時価については、時価を算定した部署から独立した部署において、算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
 該当事項はありません。

(注3) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託
 (1) 投資信託財産が金融商品である投資信託の期首残高から中間期末(期末)残高への調整表、当期の
 損益に認識した評価損益
 前事業年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期の損益 に計上	評価・換算 差額等 に計上 (*)	購入、売却 及び償還の 純額	期末残高	当期の損益に計上 した額のうち貸借 対照表日において 保有する投資信託 の評価損益
有価証券 その他有価証券 外国証券	14,951	-	355	1,555	13,751	-

(*)貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期の損益 に計上	評価・換算 差額等 に計上 (*)	購入、売却 及び償還の 純額	中間期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち中間 貸借対照表日にお いて保有する投資 信託の評価損益
有価証券 その他有価証券 外国証券	13,751	-	571	26	13,152	-

(*)中間貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 投資信託財産が金融商品である投資信託の解約又は買戻し請求に関する制限の内容ごとの内訳
 前事業年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	解約又は買戻し請求の 申込可能日の頻度等 に制限があるもの
有価証券 その他有価証券 外国証券	13,751

当中間会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

区分	解約又は買戻し請求の 申込可能日の頻度等 に制限があるもの
有価証券 その他有価証券 外国証券	13,152

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式47百万円、当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は子会社株式47百万円)は、市場価格がないことから、時価及び時価と中間貸借対照表(貸借対照表)計上額との差額を記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	62,562	61,705	857
	株式	116,764	45,543	71,221
	外国証券	66,218	55,922	10,295
	その他	9,198	6,766	2,431
	小計	254,743	169,938	84,805
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	139,777	150,539	10,761
	株式	1,143	1,293	150
	外国証券	15,062	15,699	637
	その他	2,963	3,192	228
	小計	158,947	170,724	11,777
合計		413,691	340,662	73,028

(注)市場価格のない株式等及び組合出資金等は、上表に含めておりません。

当中間会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	33,243	32,610	633
	株式	128,366	46,114	82,252
	外国証券	70,598	58,901	11,696
	その他	12,661	9,213	3,447
	小計	244,870	146,840	98,029
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	163,836	175,938	12,101
	株式	408	452	43
	外国証券	8,432	8,886	454
	その他	756	782	25
	小計	173,434	186,059	12,625
合計		418,305	332,900	85,404

(注)市場価格のない株式等及び組合出資金等は、上表に含めておりません。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間決算日における時価に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、損害保険事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	火災	海上	傷害	自動車	自動車損害賠償責任	その他	合計
外部顧客への売上高	17,649	1,786	12,879	32,708	7,181	19,823	92,029

(注) 1. 売上高は正味収入保険料の金額を記載しております。

2. 「火災」には建物更新を含んでおります。

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

	火災	海上	傷害	自動車	自動車損害賠償責任	その他	合計
外部顧客への売上高	20,388	1,546	12,687	34,998	7,493	21,683	98,797

(注) 1. 売上高は正味収入保険料の金額を記載しております。

2. 「火災」には建物更新を含んでおります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

中間損益計算書の売上高の金額に占める本邦の外部顧客に対する売上高に区分した金額の割合が90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

中間貸借対照表の有形固定資産の金額に占める本邦に所在している有形固定資産の金額の割合が90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、損害保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額及び算定上の基礎については、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 3月31日)	当中間会計期間 (2025年 9月30日)
1 株当たり純資産額	500,455.13円	525,961.30円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (百万円)	145,555	152,974
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (百万円)	145,555	152,974
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数 (株)	290,847	290,847

2 . 1 株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び算定上の基礎については、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失 ()	12,007.86円	1,874.58円
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失 () (百万円)	3,479	545
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失 () (百万円)	3,479	545
普通株式の期中平均株式数 (株)	289,804	290,847

(注)当中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、1 株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。なお、前中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第84期）（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月26日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月23日

共栄火災海上保険株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 敏弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤間 信貴

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている共栄火災海上保険株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第85期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、共栄火災海上保険株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。